

I. 経過

(1)今日の法人化論の原型は、菅首相によって行なわれた2020年10月の会員候補6名の任命拒否の直後に設置された自民党政調会「政策決定におけるアカデミアの役割に関する検討プロジェクトチーム（PT）」が同年12月に提出した提言である。

この提言は、①「現在、政府の内部組織として存在しているにもかかわらず、政府から独立した存在であろうとすることで生じている矛盾が解消される」という表現で任命拒否を追認しつつ法人化を根拠づけたうえで、②学術会議が政治や行政が抱える「課題意識、時間軸等を共有」することを求め、そのために③会員選出にあたって第三者機関が関与すること、④国による「基礎的な予算措置」と並んで「政府や民間からの調査委託研究による競争的資金の獲得」や民間からの寄付等による「自主的な財政基盤」を強化すること、を求めたものであった。

(2)自民党PTによって「不十分だが第一歩」とされた2022年12月の内閣府（総合政策推進室）による法改正構想は、現状どおり国の機関であることを前提としたうえで、上記②③を受け継ぎ、「中期業務運営計画」の策定、「選考諮問委員会」の設置による会員選考への第三者の関与などの形でガバナンスの強化を図ったものであった。

この構想は、学術会議自身や元会長などによって学術会議の独立性を脅かすものとして批判され、法案提出は見送られた。

(3)以上の経過の上で、「国から独立した法人とする案等を俎上に載せて議論し、早期に結論を得る」ことを使命とする「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会」が2023年8月に設置された。

有識者懇談会は早くも同年12月に「中間報告」をまとめ、それにもとづいて日本学術会議の法人化に向けて「今後、日本学術会議の意見も聴きながら、内閣府において法制化に向けた具体的な検討を進める」とした大臣決定（2023年12月22日）が出された。大臣決定は、「中間報告」よりもさらに踏み込んで、外部の有識者からなる「選考助言委員会」（会長が任命）、会員・連携会員以外の者が過半数を占める「運営助言委員会」（会長が任命）、外部の有識者によって構成される「日本学術会議評価委員会」（主務大臣が任命）—いずれも仮称—および「監事」（主務大臣が任命）という外部者が関与する仕組みを、独立性がいっそう強化されるとされる法人の中に導入することを想定している。

(4)その後、有識者懇談会は、2024年4月に組織・制度WGと会員選考等WGを設置し、大臣決定の具体化を進めている。2024年12月13日の第13回有識者懇談会には両WGにおける議論を統合した「これまでの議論と今後の検討（未定稿）」が提出され、年内には最終報告が取りまとめられるものと想定されている。

(5)以上のような有識者懇談会における審議にあたっては、とりまとめを担当する事務局という立場を利用して内閣府（総合政策推進室）が議論を主導し、事実上の推進力となっている。

II. 学術会議の立場について

(1)学術会議は、2021年4月の総会で採択された「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」において、広範な自主改革の方針を示し、実行しつつある。したがって、学術会議がもっぱら現状維持に固執しているかのようにとらえるのは事実と反する。

この文書は設置形態について、ナショナル・アカデミーが充たすべき5要件（①学術的に国を代表する機関としての地位、②そのための公的資格の付与、③国家財政支出による安定した財政基盤、④活動面での政

府からの独立、⑤会員選考における自主性・独立性)を挙げたうえで、「現在の国の機関としての形態は、日本学術会議がその役割を果たすのにふさわしいものであり、それを変更する積極的理由を見出すことは困難」であるという認識を示し、学術会議を国から切り離して法人化する場合には、「組織上、国からの独立が外形的に実現される側面がある」ものの、ナショナルアカデミーとしての5要件を具備してその役割を適切に発揮していく上では、「解決すべき様々な課題」がある、と指摘した。

つまり学術会議は、国の機関という現行の設置形態を絶対視するものではないとはいえ、それを変えるのであれば「積極的理由」(立法事実)が必要であり、仮に法人化するのであれば、5要件を充たし、現在よりもいっそう「よりよい役割」を発揮できるもの、とりわけその独立性がいっそう強化されるものでなければならないという立場をとっている、と理解することができる。

(2)学術会議はその代表が有識者懇談会における審議に参加しているが、そこにおいても以上のような立場に立って臨んでいると考えられる。「大臣決定」は、(1)の立場からの学術会議の「懸念」にもかかわらず採択されたものである。「大臣決定」後も審議に参加し続けているが、そのことは法人化を所与として受け入れたことを意味するわけではなく、同様の立場から「懸念」を示し続けている。有識者会議(WG)の一部の委員は、学術会議が提起されている法人化案に対して批判的な意見を述べていることに対して、議論を蒸し返すものであるかのように非難しているが、以上のような経過に照らし、妥当ではない。

(3)現局面点における学術会議の「懸念」の焦点は、以下のとおりである。

とりわけ、次の5項目は、「近視眼的な利害に左右されない独立した自由な学術の営みを代表するアカデミーの活動」を阻害するもので、とうてい受け入れられない。

1. 大臣任命の監事の設置を法定すること
2. 大臣任命の評価委員会の設置を法定すること
3. 『中期目標・中期計画』を法定すること(独立行政法人のようなものは認めがたい)
4. 次期以降の会員の選考に特別な方法を導入すること(コ・オペレーションの考え方の逸脱になる)
5. 選考助言委員会の設置を法定すること(すでにさまざまな意見を選考方針に反映した上で選考しているので不要)

(日本学術会議会長「法人化をめぐる議論に対する日本学術会議の懸念」2024年7月29日)

また、有識者懇談会における「議論が噛み合っていない」理由についての学術会議の認識は、次のとおりである。

・日本学術会議のガバナンスにおいては、既存の考え方にとらわれず自由な発想を伸ばすという学術の本質及び科学的助言の中立性確保の必要性を踏まえた観点から、一般の行政組織とは全く異なる設計コンセプトを必要とするという理解が共有されていない。

・したがって、政府の法人化案は、依然として行政組織のガバナンス構造を基礎としており、ナショナルアカデミーの特殊性に配慮してこれに若干の修正を施すという発想から抜け出せていない。

(日本学術会議幹事会「より良い役割発揮のためのナショナルアカデミーの設計コンセプトについて」2024年10月31日)

Ⅲ. 「これまでの議論と今後の検討（未定稿）」（第14回日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会）へのコメント

<p>これまでの議論と今後の検討（未定稿）</p> <p>令和6年12月13日</p> <p>組織・制度ワーキング・グループ</p> <p>会員選考等ワーキング・グループ</p>	
<p>○我が国及び世界が直面する社会課題の複雑化・深刻化が進み、国民生活や政策立案に科学的な知見を取り入れていく必要性がこれまで以上に高まってきている中で、学術会議の知見や役割はますます重要になってきており、令和5年12月の懇談会中間報告において、学術会議が国民から求められる機能を十分に発揮し、負託されたミッションを果たしていくためには、国とは別の法人格を有する組織になることが望ましいという考え方が示された。</p> <p>○ワーキング・グループにおいては、このような懇談会中間報告を踏まえ、法制化に向けた具体的な検討を進めるため、学術会議の意見も聴きながら議論を続けてきた。</p> <p>○ 具体的には、学術会議のより良い役割発揮に向けて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民から負託されるミッションに沿って活動し、国民から求められる機能を発揮すること ・国が設立する法人として、科学者を内外に代表する地位、政府に学術的助言を行う権限等は、引き続き法律により認めることを前提とした上で、学術会議の独立性と自律性をさらに高めつつ、以下のような基本理念の下に設計を進めるべきであると考えている。 <ol style="list-style-type: none"> ① 会員の主務大臣任命を外し、海外アカデミーのように政府は会員選考に 関与しない ② 主務大臣による法人の長の任命と中期計画の認可は行わない（独立行政法人のような組織にはしない） ③ 国の機関のような人事・組織関係制度や会計法令による厳格な制約を外し、マネジメントの自律性を高める ④ 必要な法定事項以外は学術会議の内部規則等に委ねる ⑤ 活動・運営や会員選考の自律性を前提としつつ外部の意見を幅広く聴く仕組みを担保する ⑥ ミッションに沿って活動・運営していることを国民に説明する仕組みを担保する ⑦ 必要な事務局体制の強化を図るとともに、学術会議が国民から期待される機能を十分に発揮するという前提の下で、国が必要な財政的支援を行うことを明らかにする 	<p>【全般的コメント】</p> <p>(1)これまでの学術会議の（近年の自主改革を含む）あり方のどこに「国とは別の法人格を有する組織」としての「新しい学術会議」に作りなおさなければならないほどの問題点があり、「新しい学術会議」はこれまでの学術会議と本質的にどのように異なるのかが明晰に示されていない。</p> <p>(2)内閣総理大臣による任命拒否を事実上不問に付すだけでなく、国の機関である限り任命拒否は避けられないとして、逆に任命拒否を法人化を根拠づけるという、自民党 PT 以来の議論のすり替えの立場は変わっていない。この立場は、2020年の任命拒否までは学術会議の推薦どおりに任命するという制度が問題なく機能していたことを無視し、任命拒否の問題性を追及することなく、むしろ任命拒否を法人化の根拠としているという点で、根本的な問題がある。独立性を強化するために内閣総理大臣の任命権を排除するというなら、同じく特別職国家公務員である日本学士院型（学士院が自ら「選定」するだけで、内閣総理大臣の任命という手続は存在しない）の選択肢もある。</p> <p>(3)法人化の正当性根拠であるはずの「政府等からの独立性」という視点は抽象的に語られるにとどまり、むしろガバナンスの強化、とくに「外部」の意見の注入ルートを整備という視点が徹底的に貫徹されている。</p> <p>(4)「現下の厳しい財政状況の下でそのすべてを国費に期待することは現実的ではない」として、財政基盤の多様化を可能にすることが法人化の根拠のひとつとなっているが、法人化が財政基盤の安定と強化につながる保証はない。むしろ、継続される国の財政的支援が、学術会議を規制する新たな制度を法定する根拠とされている。</p> <p>(5)「必要な法定事項以外は学術会議の内部規則等に委ねる」とされているとはいえ、指摘されている多種多様な事項のうち多くのものが、「国民との約束」という新たなフレーズによって法定化が根拠づけられている。</p> <p>(6)総じて、学術会議の「懸念」を念頭に置いた部分はあるものの、実質的にはほとんどそれを受け入れることなく結論を出そうとしている。結果として、有識者会議の法人化構想は、自主性を高めることを標榜しているにもかかわらず、それを裏切る内容となっている。</p>
<p>1 使命・目的</p> <p>(1) 使命・目的等</p> <p>○ 現行の日本学術会議法においては、学術会議はわが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的としている（日本学術会議法第2条）。</p> <p>しかし、設立以来75年にわたる学術の進歩と社会の変化を</p>	<p>● 学術会議は、法2条の規定を敷衍し、「日本の科学者コミュニティを代表する機関として、科学に関する重要事項を審議して実現を図ること、科学に関する研究の拡充と連携を推進して一層の発展を図ることを基本的な任務とする組織」であり、「科学に基づけられた情報と見識ある勧告および見解を、慎重な審議過程を経て対外的</p>

<p>踏まえ、国から独立した組織として発展していく学術会議の将来を展望するとき、学術会議には、狭義の「科学」にとどまらず、「あるものの探求」と「あるべきものの探求」を両輪としつつ、哲学や倫理などの視点も交えて学術の在り方を問い直し、学術の方向性や社会との関係も含めてその統合を志向するような俯瞰的な議論を通じて、学会や審議会ではできないナショナル・アカデミーにふさわしいオンリーワンの活動、特に、世界的・社会的にインパクトのある提言等を行うことが期待されているものと強く感じる。</p> <p>○ また、基礎科学を含めたあらゆる学術は究極的には社会の役に立つものであり、学術会議が我が国を学術的に内外に代表する機関としての正統性を高め国民から理解され支持されるためには、国民や社会と適切にコミュニケーションをとりながら活動していける組織であることが求められる。</p> <p>○ したがって、新たな学術会議の基本理念は、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与するとともに、学術の向上発達及び学術の成果を社会に還元し社会の課題を解決することを通じて、国民及び人類の福祉並びに我が国及び人類社会の発展に貢献することであると理解できる。</p> <p>○ 学術会議と国との関係については、学術会議がミッションに沿って独立して自律的に活動し、期待される機能を十分に発揮するという前提の下で、国もその活動を保障し支援する責務を負うものと整理されている。</p>	<p>に発信して、公共政策と社会制度の在り方に関する<u>社会の選択に寄与する</u>」ことを中心的な使命とする独立した機関である（日本学術会議憲章）、と自己規定している。</p> <p>左欄上から4行目の「しかし」に続く文章は、これまでに学術会議の活動をどう評価し、「新しい学術会議」はそれと本質的にどう異なるのか、明らかではない。</p> <p>例えば、Science for science（科学のための科学）と Science for society（社会のための科学）は、学術会議の役割を論ずるさいに重視されてきた対概念であり、前者は科学者の知的好奇心にもとづく真理追究を自己目的とする科学研究として、後者は真理追究の成果を社会的課題を解決する手段として用いる科学研究として理解されてきた。これを「あるものの探求」と「あるべきものの探求」と、むしろ分かりにくく言いかえている理由が不明である。世界科学会議のブダペスト宣言をはじめ、<u>学術会議におけるこれまでの議論を踏まえた上で論じているのかどうか</u>、疑問が生じる。</p> <p>● 「新たな学術会議」の新しさは、「<u>国民</u>」や「<u>我が国</u>」の強調にある。一見自明にも見えるこのことには、「及び」で並列されている「人類」の福祉や発展という<u>普遍的な価値</u>に寄与するという学術の立脚点との緊張関係があり、諸利害から独立すべき判断が「<u>国益</u>」によって枠づけられたり、政府の関与が「<u>国民</u>」への責任を根拠に正当化されたりするなど、注意すべき問題がはらまれている。</p> <p>● 学術会議と国との関係について実際に力説されているのは、「期待される機能を十分に発揮するという前提」を<u>充たしているかどうか</u>をチェックする仕組みの整備である。むしろ、国は「学術会議がミッションに沿って独立して自律的に活動し、期待される機能を十分に発揮する」ことができるように、「その活動を保障し支援する責務を負う」ものと整理すべきである。</p>
<p>(2) 法人形態</p> <p>○ 学術会議が国によって設立され、我が国の科学者を内外に代表する地位、国に学術的助言を行う権限、国からの財政的支援など、海外アカデミーや他の国内法人に例のない特別な地位・権限及び国による財政的支援を法律によって保障されているのは、ナショナル・アカデミーとしてのミッションが確実に遂行されることを国民が期待しているからである。</p> <p>したがって、活動・運営がミッションに沿って行われていることを国民に説明する仕組みも、学術会議と国民との約束として法律により制度的に担保されなければならない。</p> <p>また、制度を創設し国費による財政的支援を行う国も、学術会議の活動・運営がミッションに沿って行われていることを国民に説明できるようにする責任を負っていると考えられ、その意味でも、それらを担保する仕組みが法律上明確にされる必要があることは明らかである。</p> <p>○ 学術会議の活動・運営の全般について外部の意見を幅広く聴くことは、国民から法律によって負託されたミッションをよりよく遂行するとともに、国民の理解と支持をえるためには不可欠である。少数の科学者だけが内輪の論議で独りよがりになってしまうのではないかと懸念を生じさせないためにも、</p>	<p>● この5行で記述されていることは、現状と変わりが無い。なぜ国の機関という設置形態を変え、法人化という形態に変える必要があるのかという大前提についての説明は、ここにはない。したがって、現在とは異なるような「活動・運営がミッションに沿って行われていることを国民に説明する仕組み」を新たに「法律により制度的に担保」する必要がなぜあるのかについても、ここにはない。言い換えれば、立法事実が欠けている。</p> <p>● 学術会議は、活動全般に対する外部評価有識者による評価とそれへの応答という仕組みをもち、会員候補者の選考方針の策定や提言類の作成にあたっての外部の意見の取り入れなど、「外部の意見を幅広く聴く」ための改革をさらに進めている。それらが不十分であることを根拠をもって示すことなく「少数の科学者だけが内輪の論議で</p>

<p>国民との約束として法律により制度的に担保されることが求められる。</p> <p>○ これまでに行ったヒアリング等により、我が国の法人制度においては、国による財政的支援とガバナンスへのコミットメントとはトレードオフの関係にあることが明らかになっている。海外アカデミーの組織形態はさまざまであるが、我が国のような特別な地位・権限及び国による財政的支援がすべて法律で保障されている国はなく、上記のような設計理念は海外アカデミーとの比較においても齟齬をきたすものではない。</p> <p>○ なお、法律で定める必要のある基本的な事項・重要な事項は法定し、詳細は内部規則等に委ねるという考え方は、繰り返し確認されているところである。内容及び運用の両面から望ましい制度設計となるように、学会の意見も聴きながら議論しているところである。</p>	<p>独りよがりになってしまうのではないかと懸念」を語るの、学会の現状をネガティブに描く一種の印象操作となる恐れがあり、それをもとに法律による制度的担保を求めるのは根拠を欠く。</p> <p>● 趣旨は、「トレードオフ」ではなく「不可分」というべきところであろう。この命題は、国による財政的支援から一直線にガバナンスへのコミットメントを導き出しているが（金を出さず以上、口も出す）、自明の切り札ではない。現在では、国の機関として国費によって全面的に賄われているにもかかわらず、学会の独立性を重んじ、基本的には内規に基づく自律的運営が尊重されている。仮に法人化する場合でも、法人制度の一般論を根拠とするのではなく、先に触れた普遍的な価値に寄与する学会の視点から政府に対して批判的な見解を述べることもある学会の独立性を尊重し、「<u>金を出さず口は出さない</u>」という原則に立脚すべきである。</p> <p>● 実際には、さまざまな制度の過剰な法定に対する学会の「懸念」に十分耳を傾ける気配がない。「懸念」の多くはこの点にかかわっており、学会の意見を聴くだけでなく、その十分な納得なしに結論を急ぐべきではない。</p>
<p>2 業務等</p> <p>(1) 業務及び権限</p> <p>○ 前述したミッション及び基本的な理念を踏まえると、学会の組織及び業務の目的は、我が国の科学者の内外に対する代表機関として、学会に関する重要事項の審議や政府に対する学術的助言、学会に関するネットワークの構築及び活用、国民及び社会との対話の促進、国際的な連携及び交流などを行うことにより、学術の向上発達に資するとともに、行政、産業及び国民に学術的な知見を提供し、学術の成果を還元することだと考えられる。</p> <p>○ 学会が「タイムリー、スピーディな意思の表出と助言機能の強化」をアクションプランの冒頭に掲げ、課題解決型の助言機能強化に向けて、社会が抱えるその時々課題のうち特に重要な課題について、迅速な取組みを進めつつあることは歓迎したい。第7期科学技術・イノベーション基本計画に向けての提言をはじめ、現在準備中の生成 AI を需要・活用する社会の実現に向けての提言、国民の健康維持・増進に資する食品制度に関する提案等についても、成果を期待しつつ注視している。</p> <p>○ 学術的知見が現代社会を取り巻く諸課題の解決に最大限活用され、公的資金の担い手である社会構成員や産業界からの支持を獲得していくため、換言すれば、学術的助言等の活動の実効性を高め、学会が国民・社会から理解と支持を集めながら活動と予算を拡大していくためには、基盤研究の充実のための活動とともに、国民・社会の関心やニーズを適切に拾い上げ、実現・実装の視点も加味した課題設定や審議などが望まれるところである。</p>	<p>● 左記は、法律および日本学会憲章などによってすでに確認されていることである。法人という設置形態とはかわりがない。</p> <p>● 「タイムリー、スピーディな意思の表出と助言機能の強化」は学会も重視しているところであるが、これを過度に強調することは、内閣府が強調してきた政府等との「時間軸の共有」の重視につながり、「中長期的な視点から俯瞰的に議論する」という、人類全体の福祉や学術の発展に寄与する学会の特性を損ないかねないことに注意すべきである。</p> <p>● これは、「科学のための科学」と「社会のための科学」との関係の問題としてこれまで論じられてきたことと関連している。「基盤研究の充実のための活動」とは「科学のための科学」に対応するものと考えられる。一方、「社会のための科学」の重要性は言うまでもないが、「国民・社会の関心やニーズ」→「実現・実装の視点も加味した課題設定や審議」→「公的資金の担い手である社会構成員や産業界からの支持」という連関が過度に強調されると、「社会のための科学」の幅が狭まり、「科学のための科学」（基盤研究）が味かになるという危険性を孕むことに注意すべきである。</p>
<p>(2) 中期的な活動の方針等</p>	

<p>(A) 中期的な活動の方針</p> <p>○ 学術会議が国民や社会と適切にコミュニケーションをとりながら活動していくためには、アメリカ、イギリスなどの海外アカデミーと同様に、中期的な活動の方針を策定し（仮に任期が6年なら期間も6年）、国民から理解され支持されるようにミッションの明確化・具体化を図り、積極的に発信していく必要がある。</p> <p>○ 記載事項は、法制的には、立派な計画として通常必要となる事項、すなわち業務（学術的助言、国際活動、各種ネットワークの構築・活用、国民及び社会との対話の促進）の目標及び実施方法、組織・運営に関する事項、活動・運営の改善、財務などが考えられるが、何よりも、世界最高のアカデミーにふさわしいビジョンを国民に示してほしいということである。</p> <p>○ 中期的な活動の方針は、予算要求の実質的な根拠及び評価・監査の基準となる重要なものであるから、外部の意見を幅広く聴きながら策定することが望まれる。学術会議が自主的にさまざまな方法でいろいろな意見を聴取するのはもとより望ましいことではあるが、法律に基づいて国が設立し財政的な支援も行う法人である以上、運営助言委員会及び日本学術会議評価委員会の意見を聴くという形で制度的に担保することも必要である。</p> <p>(B) 年度計画等</p> <p>○ 予算要求の前提として、翌年度に予定する活動・運営を明確に示すため、中期的な活動方針を踏まえた具体的な年度計画を作成する必要がある。</p> <p>○ 学術や社会・経済活動の変化が加速しつつあることに鑑みると、6年というスパンの活動の方針だけでなく、それをブレークダウンした3年程度のアクションプランを作成し、必要に応じて更新しながら、年度計画と接続して弾力的に活動・運営を進めていくことも考えられる。</p>	<p>● どのような組織でも、必要に応じて一定の時間軸を想定した計画を策定し、それに沿って活動することは当然である。しかし、そのことと、計画の策定を内容も含めて法定し、それを評価や監査、予算配分と結びつけて運用することとは別の問題であり、「科学に基礎づけられた情報と見識ある勧告および見解を、慎重な審議過程を経て対外的に発信して、公共政策と社会制度の在り方に関する社会の選択に寄与する」ことを中心的な使命とする独立した機関としての学術会議が自らの活動をどのように計画化するかは、学術会議自身の判断に委ねるべきことである。現時点で学術会議は、「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（2021年4月）、「日本学術会議第26期アクションプラン」にもとづいて計画的に活動を行なっている。</p> <p>● ここに挙げられている項目は、独立行政法人や国立大学法人の「中期目標」「中期計画」を想起させるものである。内閣府は独立行政法人のようなものは想定しないとしており、確かに主務大臣による策定または認可は予定されていない。しかし、「中期的な活動の方針」が「予算要求の実質的な根拠及び評価・監査の基準となる」ことが予定され、「運営助言委員会」および「日本学術会議評価委員会」の法定と結びついて、学術会議の活動を方向づけるツールとして機能することが想定される。このような「中期的な活動の方針」を法定し、外部の「意見を聴く」ことを「制度的に担保する」（法定する）ことが学術会議にふさわしいかどうか、慎重に吟味されるべきである。</p>
<p>3 会員及び会員選考</p> <p>○ 学術会議が国民から負託されたミッションを適切に遂行するためには、活動・運営を担う会員の選考が何よりも重要であり、会員選考が独立して自律的に行われることを前提に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国の代表にふさわしい very best な会員が選ばれること（学術的な卓越性） ・会員は客観的で透明な国民に説明できる方法で選考されること ・会員構成等に学術の進歩と社会の変化が自律的に反映されること ・選ばれた very best な会員が存分に働けるような身分に関する仕組み（適切な任期等、定年年齢、会員数など）が整備さ 	<p>● 左の文章の「前提に」の意味が不鮮明である。「会員選考が独立して自律的に行われる」ことこそが、「我が国の代表にふさわしい very best な会員が選ばれる」、「会員は客観的で透明な国民に説明できる方法で選考される」、「会員構成等に学術の進歩と社会の変化が自律的に反映される」ことを保障するのであり、逆に「我が国の代表にふさわしい very best な会員が選ばれること（学術的な卓越性）」、「会員は客観的で透明な国民に説明できる方法で選考されること」、「会員構成等に学術の進歩と社会の変化が自律的に反映されること」を会員選考の自律性に制約を加える根拠としてはならない。</p>

<p>れること が必要である。</p> <p>○ また、学術会議の活動（提言等）が国民から納得感をもって受け入れられるためにも、コ・オペレーションが適切に機能する前提としても、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・よりよい選考基準や選考手続き等を検討するために、外部の意見を幅広く 聴くこと ・会員が仲間内だけで選ばれる組織だと思われないために、外部に説明できるような選考の仕組みを整えることを国民との約束として制度的に担保することが必要である。 	
<p>（１）国民が納得できるメンバー</p> <p>○ 科学者の価値は「新しい価値や知識の創造」であり、会員選考において very best（学術的な卓越性）が最終的な価値であることは、ナショナル・アカデミーのスタンダードであることが確認された。したがって、会員の領域・カテゴリーごとに「新しい価値や知識の創造」とはどのようなことを考え、選考に先立って、学術会議にふさわしい very best に必要な資質・選考基準の言語化に務めることが不可欠である。</p> <p>○ 学術に関する重要事項の審議を主なミッションとする学術会議においては、学術の在り方を問い直すことも含めて学術の方向性や学術と社会の関係などを俯瞰的に議論するための高いダイバーシティを確保することも必要である。</p> <p>外国人会員の重要性についても海外アカデミーへの調査で改めて確認されたところである。性別、所属機関、地方在住者、若手研究者などとともに、新分野・融合分野などの学術的なダイバーシティや国際的な研究・業績など国際的な観点におけるダイバーシティの維持・向上に努めることが特に強く求められる。</p>	<p>● 学術会議の「選考方針」は、「優れた研究又は 業績がある科学者」であることに加え、活動の実績等に照らして①国内外の学術及び社会の動向を的確に把握し、科学・技術の発展方向を広い視野から展望して異なる専門分野間をつなぐことができること、② 国内外の学術及び社会の動向を的確に把握し、科学・技術の発展方向を広い視野から展望しつつ、政府や社会と対話し、課題解決に向けて取り組む意欲と能力を有することのいずれかの要件を備えていると認められる者であることを考慮するものとするなど、会員の資質を具体化（言語化）している。</p> <p>このような議論の経過が無視され、very best という選考にあたっての判断基準として有用性のない概念を持ち出しているのは理解困難である。会員の選考は学術会議の自律性に委ねるという立場に立つのであれば、そのかぎりでの会員の資質について具体的に立ち入らないことは了解できる。</p> <p>● 性別以下のダイバーシティについては、すでに学術会議の「選考方針」で定められている。</p> <p>外国人会員は、現在は想定されていないが、法人化しなければ実現できないわけではなく、外国人は国家公務員になることはできないという「当然の法理」を見なおすという方向もあり、独自の議論が必要である。</p>
<p>（２）国民に説明できる選考方法（客観性・透明性等）</p> <p>○ 会員が仲間内だけで選ばれる組織であると思われないためには、ファーストスクリーニングと候補者の絞り込みを同じメンバーが（同じメンバーだけが）行わない仕組みが望ましい。</p> <p>選考過程の客観性・透明性、納得性を高めるためには、コ・オペレーション方式を前提としつつ、海外アカデミーのような投票のプロセスを組み合わせることが必要であり、グローバル・スタンダードの観点からも重要である。</p> <p>○ また、投票制が実質的に機能するためには、選考に先立って</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学術の進歩と社会の変化を踏まえた分野の設定（新規分野・融合分野への対応、既存の専門分野の見直しなど）、 	<p>● 現在は、会員・連携会員による推薦と協力学術研究団体および関連団体による情報提供からなる第一段階と、会員によって構成される選考委員会による絞り込みという第二段階からなっている（「同じメンバー」だけの選考ではない）。これのどこに問題があるのかの具体的指摘がない。</p>

・ダイバーシティも考慮した会員数の適切な配分をきちんと行っておくことが重要であり、専門分野の設定・会員数の配分についても、外部の意見を聴いて内外に説明できる形で決定する仕組みが必要である。

○ 以上のことから、具体的な選考プロセスは、選考助言委員会の意見を聴きながら学術会議が自律的に決定することが適当だが、たとえば次のような大枠については制度的に担保されることが望ましい。

① ダイバーシティの大枠、専門分野の設定及び会員数の配分を内外に説明できる形であらかじめ定めること

② 候補者となる者の裾野を広げるため、会員以外（大学、学協会、国研、産業界等）からの候補者推薦の仕組みを設けること

③ 各専門分野における選考は、少なくとも当該専門分野に所属する会員全員が参加する投票により行うこととし、当該専門分野の定数を超える候補者が順位づけられたショートリストを作成すること

※専門分野以外の会員もある程度入っている方が、幅広い視点からの議論・選考という観点からも望ましい

④ ショートリストをもとに、当該専門分野以外の会員が参加する大分野別又は会員全体での投票を行い、候補者を絞り込むこと

⑤ 上記の投票は、形式的なものではなく実質的な意味のある投票とし、議論の過程や投票結果は関係者において共有されること

○ ワーキング・グループでの議論では、専門分野における選考について、

・専門分野以外の会員も入っている方が幅広い視点からの議論・選考が可能となり、より適切な人選が行われるのではないか、

・そもそも専門分野の定義・設定の仕方として、あまり細かく分けてしまうと不都合が生じるのではないか、

・細分化しすぎると、どういう過程で決まったか特定されてしまうのではないか、

などの意見があった。

実務上は、学術会議においても最近では近接する複数の専門分野で合同してショートリストを作成するという運用が行われていることにかんがみれば、③の「専門分野」はそのようにやや広く捉えて運用していくことが現実的であると考えられる。

○ また、学術会議に置かれる選考委員会等における議論の過程や投票結果などを記録に残し関係者が共有することは、仲間内での選考を抑止し慎重な推薦を促すために重要であるが、他方で、適切な議論が公正に進められるためには、プロセスや投票に係る保秘も大事である。どのような方法で選考委員会や選考分科会での議論等を記録に残し、共有・保存していくかについては、学術会議において選考助言委員会の意見も聴きながら慎重に検討することが望ましい。

● 「具体的な選考プロセス」については、設置形態の選択の問題とは独立に学術会議自身によって絶えず議論され決定されるべきことであり、現に選考委員会を中心に外部の意見も聞きながら改善が行なわれている。

「制度的に担保される」とは、現状のように、内規→総会・幹事会決定→選考委員会方針という定め方とどう異なるのか？ この枠組みのもとで選考方法を改善することは可能であり、現に行なっている。制度的担保が法定を意味するのだとしたら、①～⑤のような細部を法定することは、自律的選考に対する過度で不必要な規制である。

<p>○ ワーキング・グループの議論の中では、特に専門分野別の投票について、主要分野の候補者が境界的・隣接的な領域に比べて常に優先されるような結果にならないための工夫が求められることも指摘されている。</p>	
<p>(3) 会員数・連携会員（協力会員）及び会員等の身分</p> <p>(A) 会員数・連携会員</p> <p>○ 学術会議の会員数が諸外国に比べて極端に少ないことはかねてから指摘されてきた。新分野・融合分野への対応やダイバーシティの向上に努めつつ、俯瞰的な議論を行い、活動の範囲を広げていくことを可能にするためには、必要な会員数を増員することが望ましい。</p> <p>○ 連携会員制度については、趣旨や必要性、会員との関係などについて、法制的に十分整理されていない点も見られる。また、会員と連携会員を合わせた 2,100 名という人数は、学術会議が very best な会員で構成されるべきこと（学術的な卓越性）との関係でも過剰感がある。</p> <p>○ このため、会員数と連携会員制度を併せて見直し、会員数を適切な数まで増員するとともに、連携会員制度に代えて会員以外の者が弾力的に審議等の活動に参加し会員に協力する仕組みを整備することが適当である。</p> <p>会員については、very best（学術的卓越性）を維持する必要もあることから、定数は 250～300 人程度を上限とし、学術の進歩や社会の変化を踏まえつつ、たとえば法人発足時には 230 人、その 3 年後の改選時には 250 人などと段階的に増員していくことが考えられる。</p> <p>○ 連携会員については、法定事項とはせずに学術会議の内規により運用する方が、学術会議の活動・運営の自律性の観点からも法人化のコンセプトに沿ったものになると考えられる。たとえば、会員がまとめ役として方針等を決定し、会員以外の者が弾力的に審議等の活動に参加し会員に協力する仕組みとして整備することが考えられる。</p> <p>その場合には、法定組織である従来の「連携会員」との混同を避けるため、「連携会員」以外の名称（たとえば「協力会員」）とすることが望ましい。</p> <p>(C) 任期・再任、定年（選ばれた very best な会員が存分に働けるような身分に関する仕組み）</p> <p>○ 学術会議において very best の会員を選考しようとする場合、6 年という比較的短い任期、再任不可、70 歳定年という現行制度では人材枯渇のおそれがあり、学術会議の活動・運営への各会員の習熟、諸外国のようなメンバーシップ制に由来する慎重かつ厳格な選考の要請等の観点からも、見直しが必要である。</p> <p>一方、学術会議は学術に関する重要事項の審議を主な役割とし、海外アカデミーのような顕章機能は持たないことから、学術の進歩と社会の変化に応じて会員構成が適切に変化していくことも求められる。</p> <p>○ このため、法律上の枠組みとしては、任期は 6 年のままで</p>	<p>● 会員数、連携会員制度、任期、定年などは法定事項となっているが、設置形態の選択とは関連性がない。熟議の結果、変更が必要と判断される場合は、その点について法改正すれば足りる。</p> <p>● 連携会員についての法的規定が簡略であるのが事実であるが、実際には、総会や部会の議決に参加せず、機能別委員会・分野別委員会の委員長となることができないという点以外は、会員とともに学術会議の活動に参加するものと整理されている。どこが曖昧か、制度の廃止を主張するなら、それを明確に述べるべきである。</p> <p>● 現状でも、基本的には「会員がまとめ役として方針等を決定し、会員以外の者が弾力的に審議等の活動に参加し会員に協力する仕組み」となっている。法定されているのは、会長任命、非常勤という点だけであり、ほとんどは内規によって運用されている。</p> <p>会員だけでなく連携会員も、学術会議の役割や活動原則、当面の重要課題などについての認識と情報（科学者コミュニティの代表としての自己認識）の共有の対象となっている。「会員以外の者」が弾力的＝アドホックに審議に参加するという方法でよいかどうかは、この点から見て十分な吟味が必要である。</p> <p>● 以下の事項は検討に値するものであり、学術会議においても少なからず意識されている問題であると考えられるが、設置形態の選択とはかかわりがない。まず学術会議自身が検討し、現行法の修正が必要な点があれば、法改正を提案すればよい。</p>

<p>再任と定年を 弾力化し、人材登用の可能性を広げた上で、再任の頻度や現在の定年延長についての実際の運用は、学会会議の自律的な判断に委ねる仕組みとすることが適当である。具体的には、特別な事由がある場合に限り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期の延長を1回のみ可能とすること、 ・定年年齢を75歳まで延長可とすること、 <p>などが考えられる。</p> <p>○ なお、再任については、希望すればほぼ自動的に再任されるというような運用ではなく、会員としての活動実績も考慮しつつ新規会員と同等の厳格な審査が行われる必要がある。</p> <p>○ 会員としての任期終了後は再び会員として活躍する機会が一切ない(少なくともそういう運用がされている)現行制度は、学術や社会への貢献や人材活用の機会という視点からは、必ずしも適当ではない。このため、一定期間を経た後で再び会員として選考されうることが可能に(明確に)する必要がある。</p> <p>○ 定年年齢等の見直しに併せて、定年退職の日は誕生日ではなく、誕生日の直後の9月30日とし、欠員補充は原則として年1回とすることが、ダイバーシティの維持や選考実務の煩雑さを勘案すると適当である。</p>	
<p>(4) 選考助言委員会</p> <p>○ 学会会議の活動(提言等)が国民から納得感をもって受け入れられるためにも、コ・オペレーションが適切に機能する前提としても、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・よりよい選考基準や選考手続き等の検討のために外部の意見を幅広く聴くこと ・会員が仲間内だけで選ばれる組織だと思われないために外部に説明できるような選考の仕組みを整えることを国民との約束として制度的に担保することが必要である。 <p>【前掲】</p> <p>○ また、選考助言委員会での議論の過程や投票結果を記録に残し、必要に応じて適切な範囲で公開することで、会員が仲間内だけで選ばれているという懸念がなくなることから、学会会議にとってのメリットも大きい。学会会議が選考助言委員会の意見に従わないケースがあったとしても、学会会議の主張の正統性が証明されることになるわけである。</p> <p>○ このような視点に立つと、選考助言委員会を法定し、アカデミア全体や産業界等から会長が任命する科学者(会員以外)を委員として、会員選考の方針(選考基準、ダイバーシティのバランスの大枠、設定する専門分野と会員数の割当、外部からの推薦手続き、投票の方法など)の案等を作成するに当たって意見を聴くこととすることは、学術の独立性や学会会議の自律</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● コ・オペレーションを前提とする限り、会員選考のあり方は設置形態(法人化)とは関連しない。現に学会会議は、現在の設置形態(国の機関)を前提に選考方法の改善(選考方針の詳細化とその公表、会員候補者についての幅広い情報収集、候補者の絞り込みの手順の整備など)を進めている。会員選考の自律性はアカデミーの生命線であり、今後もそれを堅持することが大前提である。 ● 「会員が仲間内だけで選ばれる組織だ」という認識を示したのは菅首相である。これに対して学会会議は、会員選考の透明化を図り、それを社会に対して説明してきた。それでも有識者会議は、菅首相の認識や「懸念」を共有しているのか? 共有しているのならばその根拠を示すべきであるし、共有していないのならば、社会に向かって「懸念」を払拭するという立場に立つべきである(学会会議の外部評価有識者はそのような立場に立っていた)。 ● 学会会議は、外部の意見の聴取を含め選考方法の改善を自律的に行っている。この方法では不足で、選考助言委員会の法定が必要である理由が明らかではない。「会員が仲間内だけで選ばれている」という懸念がなくなる」という理由は、菅首相に端を発する薄弱なものである。「外部の知見を取り入れる必要性、分野や選考の固定化・既得権化の抑止」は、現在の方法の枠内で可能である。学会会議が選考方針や選考手続について外部に向かって説明し理解を求めることは必要であるが、その相手は広く社会全体であり、少人数の委員ではない。参考にすべき「外部の意見」の主体も同様である。

<p>性、コ・オペレーションの理念と、外部の知見を取り入れる必要性、分野や選考の固定化・既得権化の抑止、議論や決定過程の透明化・国民への説明責任などを調和させる工夫として、極めて優れた仕組みであると考え。</p> <p>○ ワーキング・グループとしては、学術会議が指摘するような懸念は法律の規定の仕方の問題であると受け止めており、所掌事務の明確化や委員の構成に工夫を加え、学術会議の不安が払しょくされるよう努めてきたところである。選考助言委員会はコ・オペレーションの理念を踏まえつつ選考の透明性・正統性の向上に資するものであって学術の独立性や学術会議の自律性との関係で問題を生じるものではないと考えているが、学術会議が無用な心配をしなくてすむように、法定する事項は最低限の大枠に限定されることが望ましい。</p> <p>○ 選考助言委員会を通じて外部の社会的集団の利害が選考方針に影響を及ぼす可能性や、委員会が選考基準や手続きについて意見を述べるのが、コ・オペレーションや自律性の制約にならないか懸念する向きもあるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員は会長任命であり、優れた研究又は業績を有する者であること ・ 意見の対象は選考に関する方針や手続きであり、各会員の個別の選考について意見を言うことは想定されていないこと ・ 意見に法的な拘束力はないこと ・ 議論の過程は記録に残し、検証可能であること <p>などが前提であり、そのような問題を生じることは考えにくい。</p> <p>○ 現在でもさまざまな外部団体などから意見を聴いているから法定する必要はないという意見もあるが、任意の取組では制度的に担保されないため、国民との約束としては不十分である。</p> <p>仮に同じようなことをしているというのであれば法定することに問題はなく、ワーキング・グループとしては、外部からモニタリングされるというような消極的な姿勢ではなくて、きちんと活動・運営していることを積極的に外部に示していくべきだという意見である。</p>	<p>● 「選考助言委員会」の設置は学術会議が最も強く懸念を示している論点のひとつであり、学術会議の納得がえられないままに結論を急ぐことは決してあってはならない。</p> <p>なお、内閣総理大臣による任命拒否の経緯と理由が不透明なままに放置されている一方で、学術会議による会員の選考の透明性の名のもとに選考助言委員会の制度化が図られるという著しい非対称が、学術会議と政府とのあいだの信頼関係を毀損していることに思いを致すべきである。</p> <p>● 「選考助言委員会」は、仮にそれだけをとれば問題がないように見えても、「中期的な活動の方針」、「運営助言委員会」、「評価委員会」、「監事」による監査という他の法定制度、予算査定の一環として機能し、「外部の社会的集団の利害」や政府の意向が会員選考に対する事実上の圧力となる可能性を否定できない。自民党PT 提言以来の経緯に照らせば、例えば産業界出身会員の増加方針が「中期的な活動の方針」に盛り込まれ、その実施状況が「評価委員会」による評価の対象となることを背景に、「選考助言委員会」の法的拘束力のない助言に事実上の強い力が付与される、ということが考えられる（実際、「中期的な活動の方針」策定するさいに「運営助言委員会及び日本学術会議評価委員会の意見を聴く」という形で制度的に担保することも必要」とされている）。</p> <p>● ここに、「任意の取組」（自律的行動）に対する不信と法的拘束に対する過剰な信頼という官僚的発想が、「国民との約束」の名のもとに端的に現われている。</p>
<p>(5) 新たな学術会議の発足時の会員の選考</p> <p>(A) よりオープンで慎重かつ幅広い選考方法</p> <p>○ 新たな日本学術会議の発足時の会員の選考は、その後のコ・オペレーションによる会員選考のベースになるものであり、極めて重要である。初期メンバーとして very best の会員を選ぶためには（学術的な卓越性）、現会員だけによるコ・オペレーションではなく、多様な視点からよりオープンに慎重かつ幅広く選考することが望ましい。</p> <p>学術会議のミッションの拡大・深化及びそれらの明確化を踏まえつつ、新分野・融合分野への対応やダイバーシティの向上など学術の進歩と社会の変化に対応するためには、適切なセットアップを行うことは、新たな学術会議に対する国民の理解と支持を得るためにも不可欠であり、その上で、それ以降の通常</p>	<p>● 「学術会議のミッションの拡大・深化及びそれらの明確化を踏まえつつ、新分野・融合分野への対応やダイバーシティの向上など学術の進歩と社会の変化に対応するために」、なぜこれまでの選考方法では不足で特別な選考方法が必要なのか、不明である。</p>

<p>の会員選考については、very best の新会員によるコ・オペレーションによることが適切であると考え。</p> <p>○ 具体的な選考の方法は、平成 17 年改正時の方法も参考にしながら、多様な視点からよりオープンに慎重かつ幅広く選考する方法を検討する必要がある。</p> <p>(B) 現会員としての任期が残っている会員の取扱い</p> <p>○ 法人としての学会会議の発足時の会員については、まず、学会会議のミッションを踏まえ、オープンに慎重かつ幅広い方法で、すべての会員を平等に選考することが考えられる。法人発足時に現在の会員としての任期を 3 年間残している人たちは、新会員として選考されることも可能であり、その場合は任期 6 年の会員として活躍していただくことも期待される。</p> <p>反対に、現在の会員としての任期を 3 年間残している人たちが任期 6 年を前提に任命されていることを重く見て、他の会員のような選考を経ることなく新法人の会員とみなすことも考えられる。</p> <p>○ いずれにせよ、具体的にどのような方法が考えられるか、懇談会での議論や学会会議の意見もよく聴きながら妥当な方法を検討してきたところである。</p>	<p>● 2004 年改正にもとづいて現在の体制が発足するさいに特別な選考手続がとられた（総合科学技術会議議長が指名する同会議議員および学士院長の意見を聴いて会長が任命する会員候補者選考委員会が設置された）のは、コ・オペレーションの主体を新たに生み出す必要があったためであり、その主体が存在する現在とは事情が異なる。</p>
<p>4 内部組織</p> <p>(1) 総会及び役員会</p> <p>○ 学会会議には、最高意思決定機関として引き続き総会を置くことが適当である。</p> <p>○ また、総会の下に役員会を置き、中期的な活動の方針や予算の案等を作成するとともに、日々の業務の遂行を担うこととするのが適当である。</p> <p>○ 役員会の構成員としては、会長及び副会長を法定し、それ以外は学会会議が内部規則等により決定できることとするのが適当である。</p>	<p>● 現在は、会員が総会を構成すると同時に、部（人文・社会科学、生命科学、理学・工学）に所属し、部会（部の役員→幹事会）をつうじて運営に参加するというボトムアップのガバナンスが前提となっている。部の存在とその運営の仕組みは法定されている。</p> <p>これに対して、「未定稿」では部の存在が完全に無視されている。このことは、「新しい学会会議」が科学の各分野をバランスよく反映し、ボトムアップで運営される現在の学会会議とは異なるものとして想定されていることを示唆している。</p> <p>● 現在、幹事会の構成（正副会長のほか、各部の正副部長と幹事。部長は互選）は法定されている。各種組織の法定にこだわっている有識者懇談会がこの点については内部規則に委ねている理由は不明だが、大臣決定は幹事会を会長が任命するものとしており、ボトムアップを軽視し、会長の補助機関として役員会がイメージされている可能性がある。</p>
<p>(2) 会長等</p> <p>○ 学会会議の会長には、学術的に卓越した業績が求められるのは当然だが、それに加えて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学術及び学会会議の方向性への明確なビジョン ・組織マネジメント及びガバナンスに係る能力・経験（学術的機関の指導的地位における活動実績） ・会員や国民・社会とのコミュニケーション能力 <p>なども必要である。</p> <p>○ 会長は常勤又は非常勤の一方にあらかじめ限定せず、勤務形態を弾力的に設定することが、適切な人材を確保するために</p>	<p>● 会長にかかわる事柄に対する著しい関心は、ボトムアップの運営の軽視と背中合わせになっている。会長の役割は重要であるが、それを過度に強調することは、学会会議の性格・役割にふさわしくない。ガバナンスの仕組みの重装備化、資金自己調達など法人化の構想それ自体が、会長の役割を重くしている面がある。</p> <p>● 会長を現状どおり会員の互選とすることは妥当であるが、そうであるかぎり設置形態とはかわりがなく、それとは切り離して論じ</p>

<p>は望ましいと考えられる。</p> <p>○ 任期については、適材適所の観点から、任期3年・1度に限り再任可とするのが現実的だと考えられる。</p> <p>○ 会長は会員の互選とすることが適当だが、会長に求められる資質を十分に勘案しながら選考するためには、慎重かつ丁寧なプロセスで選出することが必要である。たとえば学術会議の内部に会長選考委員会（仮称）を置くなどして、会長候補者の資質や業績を整理し、会員間で会長候補についての十分な情報を事前に共有することが考えられる。</p> <p>○ 前会長は新会長が選出されるまで会長の職務を務めることとし、会長の任期中に会員としての任期が切れる場合及び定年を迎える場合には、会長としての任期中は会員としての身分を維持できることを検討すべきである。</p> <p>○ 会長を補佐して学術会議の業務を掌理する副会長を引き続き3名程度置くことが適当である。副会長は、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員の時はその職務を行うこととなる。</p>	<p>るべきである。</p> <p>● 会長の選出を新会員を含む期初の総会で選出している現在のやり方の難点は学術会議自身によっても意識されてきたが、その点を含め、学術会議自身が検討し、必要があれば内規において定めればよい。</p>
<p>5 ミッションに沿った活動・運営の支援</p> <p>(1) 財政基盤</p> <p>○ 学術会議と国との関係については、学術会議がミッションに沿って独立して自律的に活動し、期待される機能を十分に発揮するという前提の下で、国もその活動を保障し支援する責務を負うものと整理されている。【前掲】</p> <p>○ 国民から負託されたミッションに沿って活動する学術会議に対して政府が必要な財政的支援を行うことは、ワーキング・グループとしても強く期待するところ。</p> <p>○ 学術会議においても、予算を増額する現実的な可能性や選択肢を拡大するとともに、財政面での独立性・自律性の確立、活動の活性化や水準の向上という観点からも、財政基盤の多様化に向けての努力が求められる。</p> <p>○ 学術会議が国民・社会から理解と支持を集めながら活動と予算を拡大していくためには、基盤研究の充実のための活動とともに、国民・社会の関心やニーズを適切に拾い上げ、実現・実装の視点も加味した課題設定や審議などが望まれるところである。ワーキング・グループとしても、第7期科学技術・イノベーション基本計画に向けての提言において明らかに感じられるこのような学術会議の方向性・姿勢を強く歓迎するとともに、政府、国研、産業界などにおいても我が国全体として連携・支援してことを期待する。</p> <p>○ なお、国から独立した法人格を有する組織に移行する学術会議の予算は、①学術会議を運営するための経常的な経費（国費）、②ミッション・オリエンテッドな課題に関する費用（国費）、③自主的な活動に関する経費の3つに大別されると考えられ、ミッション・オリエンテッドな経費については、政府から審議等を直接依頼する課題と、学術会議が自主的に行おうと</p>	<p>●「財政基盤の多様化」は法人化の決定的な根拠のひとつとされ、しかも学術会議の実質的な独立性を左右する重要な論点であるにもかかわらず、WGにおいて十分議論された気配がない。</p> <p>●「国民から負託されたミッションに沿って活動する学術会議に対して政府が必要な財政的支援を行う」という命題は、財政的支援の前提として、学術会議が「国民から負託されたミッション」に沿って活動しているかどうかを政府が審査する、というように理解されてはならない。</p> <p>●「中間報告」では多様な財源として「コントラクト」にもとづく対価と寄付が挙げられ、とくに前者の意義が強調されていた。同時に、対価を徴収して審議依頼に応じる場合については依頼者からの独立性・中立性の確保という観点から慎重な制度設計が必要であるとの学術会議の指摘に言及されていた。しかし、ここではこれらの点について吟味した跡が見られず、一般論に終わっている。</p> <p>● 経費の3分類が示され、国費の支出と関連づけられはのは「中間報告」にはなかった新しい点である。経常的経費（これに何が含まれると想定されているのかは明確ではない）のほか、「ミッション・オリエンテッドな課題に関する費用」（現在の「審議依頼」に相当？）と「学術会議が自主的に行おうとする活動の中で政府が重要と考える費用を支出するもの」だけが国の予算から支出によって賄われる</p>

する活動の中で政府が重要と考えて費用を支出するものなどが想定される。

○ 懇談会の委員からは、学術会議が国から財政的な支援を受けることの意味について、

・世界的にミッション・オリエンテッドな経費が増える趨勢にあるのは、アカデミアの知見が必要な課題が増え、アカデミアの活動範囲が広がってきているからであり、基礎研究や人文・社会科学が軽視されているわけではないこと、

・この意味でのミッション・オリエンテッドな役割も引き受けていかないとアカデミーの活動は頭打ち・縮小につながりかねず、国費だけでは学術会議の活動の拡大・深化は期待しにくいこと、

・また、海外アカデミーでも、学術的助言を発出するだけでなく実効性を高めていくことに腐心していること、などが指摘されている。

○ なお、基礎研究について短期的な成果を期待・説明しにくいことと、学術会議のミッションがこのように幅広いことを勘案しつつ、上記指摘を踏まえて学術会議の経費の区分を考えると、いわゆるイシュー・オリエンテッドな課題は②、キュリオシティ・ドリブンな課題は①に整理されることが比較的多いと考えられるが、①の中にも喫緊の社会課題への対応に役立つ活動は含まれうるし、②の予算で基盤研究の充実や知識の総体の拡充を目指した活動が行われることが排除されるものでもない。

○ いずれにせよ、3 つに区分された経費はその性質や提供元との関係で説明の仕方や透明化の方法は異なってくるため、それぞれの区分に応じた適切な形で社会的な責務の遂行・透明化に努めていく必要があることは言うまでもない。

○ 学術会議においても、このような指摘を受け止め、海外アカデミーのような自律的運営を目指した取り組みに挑戦するとともに、政府においても、アカデミアにおけるボトムアップ・自発的な活動の重要性をよく理解し、適切な財政的支援が講じられることを強く期待する。

○ この意味からも、国から独立した法人格を有する組織への移行が学術会議の運営にとっての不利益にならないようにするとともに、国費に依存せず自助努力が図ることを支援するため、政府において税制上の所要の措置を講じることも大切である。

とすると、その範囲はかなり限定されたものとなる可能性がある。また、資金を獲得するために活動を「政府が重要と考えるもの」に傾斜させざるをえなくなる可能性もある。このように、「ミッション・オリエンテッド」という概念は政策判断と結びついており、社会に発信すべき課題そのものを自主的に定立することを活動の独立性の一要素とする学術会議の性格と緊張関係に立つ。本来、学術会議の活動は、すべてそのミッションを実現するためのものであるはずである。

● 結局、法人化が「学術会議の運営にとっての不利益にならないように」なる保証はなく、「予算を増額する現実的な可能性」も学術会議の自助努力に委ねられていて、国の役割は税制上の措置による支援に限られている。ガバナンスについては繰り返し強調されている「制度的担保」は、財政的基盤の安定性については存在しない。とすれば、法人化は、財政基盤の多様化を可能にし、独立性を強化するという論理は成り立たない。

学術会議の予算は系統的に削減されてきており、現在は 9.5 億円である。「中間報告」は、「現下の厳しい財政状況の下でそのすべてを国費に期待することは現実的ではない」とし、財政基盤の多様化を可能にするものとして法人化を根拠づけているが、学術会議の予算がこの程度の水準であることを考えれば、問題は設置形態ではなく、問われるのは、公共的役割をはたす学術会議を国費によって支えるという政治的意思があるかどうか、それを国民が支えるかどうかであ

	<p>る。学術会議の役割そのものを公共的なものと認め、それを根拠に国が財政的に（「支援」するのではなく）保障する（現行法のように「国庫の負担とする」）という立場を出発点とすべきである。</p>
<p>（２）事務局機能の強化／会長サポート機能の強化</p> <p>○ 学術会議が法律で定めるミッションを適切に遂行し、予算を増額させながら活動を拡大・深化していくためには、事務局の機能・体制を強化し、活動の企画・推進・運営の支援していくことが必要である。</p> <p>○ 会長が勤務形態などにかかわらずリーダーシップを十分に発揮できるような環境を整備するという観点からも、事務局の機能・体制を強化することは極めて重要である。</p> <p>○ このためワーキング・グループでは、PhD、URA 等を事務局の職員として適切に配置し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学術や社会の動向、国民・社会の問題意識の把握、学術界や産業界の課題の拾い上げ ・社会のニーズや実装への道筋を考慮した現実的なアジェンダ設定、活動の企画及びマネジメント・会員の学術的な活動に必要な調査分析等 ・活動の成果の普及、利活用の促進 ・活動に必要な資金の獲得の努力 <p>など会員の活動を幅広くサポートし、促進・強化を支えていく必要があると考える。アカデミアと政府・産業界などの実務をつなぐ、いわばインキュベーターのような役割も期待される場所である。</p> <p>○ このような人材が、学術界、国研、産業界などを活躍しながら移動することにより、それぞれの問題意識や働き方を共有し相対化することが可能になる。我が国及び人類社会が直面する課題を解決していくためには、学術界においても、産業界、行政、地域社会など連携した取組みが求められることは言うまでもない。そのためには、その中核を担い積極的に活躍していくような人材を育成する共創の場が必要であり、共創の場を整備することも、学術会議の新たな役割として期待される場所である。</p> <p>○ また、会員の支援にとどまらず、会長等と高いレベルで議論し助言を行うことのできる戦略部隊のようなスタッフ（又はユニット）を設けることも併せて実現されることが望まれる。</p> <p>○ 事務局長や上記のような戦略的な機能を担うスタッフが、会長のリーダーシップの下に、責任をもって主体的に活動できる仕組みを整備することも重要である。</p> <p>○ このほか、運営助言委員会、日本学術会議評価委員会、監事なども、会長等と十分なコミュニケーションを確保し、良好な活動・運営に資するよう設計することが望まれる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務局機能の強化のためには予算の拡充が必要であるが、予算を拡充するためには事務局機能の強化が必要であるという循環論法になっているように見える。事務局機能の強化のための経費が「学術会議を運営するための経常的な経費」（国費）とどうかかわるのか、明らかではない。 ● PhD、URA 等を事務局の職員として配置することをはじめ事務局の機能・体制の強化は、設置形態とはかかわりなく予算の拡充によって実現されるべきものである。
<p>（３）運営助言委員会</p> <p>○ 運営助言委員会には、中期的な活動の方針や予算案の策定、組織の管理・運営などについて、外部の視点・知見を提供す</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● この種の組織を置くかどうかは、設置形態の選択とは関連がない。必要であれば、内規で定めて設置すればよい。現在は、「日本学

<p>ることが期待される。</p> <p>○ 学術会議が海外アカデミーと共通の課題を議論するために国際アドバイザーボードを立ち上げたことについては、海外アカデミーの知見を取り入れるための1つの方法として前向きに受け止めるべきことではあるが、学術界の中・アカデミー間に閉じた議論、同質的な集団間での意見交換にとどまっている感が残っている。</p> <p>学術会議の活動・運営をさらにより良いものとしていくためには、アカデミー外部（学術会議の外の研究者集団）、産業界、その他のステークホルダーの問題意識やニーズを幅広く拾い上げるとともに、組織管理や経営の専門家、会計、広報の専門家など会員ではカバーしきれない分野で適切なサポートを受けていくことは不可欠である。運営助言委員会は、このような姿勢を国民に約束し、制度的に担保するために重要な意味をもつものであると考える。</p> <p>○ 運営助言委員会の委員については、したがって、組織管理や経営の専門家、会計、広報の専門家など会員ではカバーしきれない分野を中心に人選し、会員と同質的でない高いダイバーシティを確保することが期待されるが、このような制度の趣旨を踏まえて会長が適切に任命すれば足り、法律で細かく規定する必要はないものと考えられる。</p> <p>○ なお、運営助言委員会は、会長が実効的な助言を求めることができる専門性と機動性の高い組織として設計・運用されることが望ましいことから、委員の人数も、国立大学の経営協議会や私立大学の評議員会のような大規模な組織にする必要はないと考えられる。</p>	<p>術会議アドバイザー」「日本学術会議外国人アドバイザー」の制度があり、新たに「国際アドバイザーボード」が設けられている。</p> <p>ここで説明されている「運営助言委員会」の意義は、法定化の必要性を根拠づけるものではない。現に、委員については「法律で細かく規定する必要はない」とされている。</p>
<p>（４）活動・運営の評価等</p> <p>○ 法律に基づいて設立され国からの財政的支援を受ける学術会議については、その活動・運営がミッションに沿って行われていることを国民に説明するための仕組みも、国民との約束として法律により制度的に担保されなければならないことは前述のとおりである。</p> <p>○ そして、制度を創設し国費による財政的支援を行う国も、学術会議の活動・運営がミッションに沿って行われていることを国民に説明できるようにする責任を負っている以上、そのための委員や監事を主務大臣が任命することには十分な合理性があると考えられる。</p> <p>○ パブリックコメントなどのボトムアップ型の手法を取り入れることも一つの試みとして考えるが、定常的に組織の在り方を見て、必要に応じて議論もしながら深い意見を言うことが期待されている評価・監事とは性格や役割を異にするものである。</p>	<p>● どのような組織でも、自らの活動について評価し、必要があれば外部からの評価を受けて活動の改善に資する。一方、評価は、計画・監査・予算配分という一連の仕組みと連動することによって、その組織の活動を外部から方向づける“権力”としても機能する。評価の仕組みの過度な精緻化が“評価疲れ”を生み、組織の本来の機能を損なうこともある。法人化された国立大学の20年の経験は、これらのことを如実に物語っている。したがって、評価のあり方はその組織の性格やミッションにふさわしく慎重に設計される必要がある。</p> <p>● 現在、学術会議では、「外部評価実施規程」にもとづき次のように外部評価を実施している。①会長が6名以内の外部評価有識者を委嘱する。②外部評価対応委員会委員が外部評価対象期間における取組み状況について説明する。③それを踏まえて外部評価有識者が外部評価書を作成する。④外部評価有識者座長が会長に外部評価書を提出し、その直後の総会において説明する。⑤会長は、3ヵ月以内に外部評価書において指摘された事項についての見解を公表し、1年を目途に指摘事項への対応状況を公表する（フォローアップ）。学術会議の年次報告、毎年の外部評価書、それに対する学術会議の応答、外部評価対応委員会資料は、すべてウェブサイトにおいて公表されている。</p> <p>以上のような現状についての言及が小さい。パブリックコ</p>

○ また、委員や監事を主務大臣が任命することはナショナル・アカデミーの基本理念と矛盾するのではないかという心配もあるが、評価・監事は学会議の活動（提言など）の学術的な価値を判断するものではなく、ミッションに沿って活動していることを国民に説明するためのガバナンスの設計方法の問題である。評価される人が評価する人を選び、監査される人が監査する人を選ぶのでは納得性・信頼性を欠き、評価・監査したことにならない。

○ このことは私立学校法の改正趣旨（令和7年4月施行）からも明らかとされており、ワーキング・グループのヒアリングの中で

- ・ 理事と評議員の兼職を不可としたのは、執行する側と意見を言う側が同じ人だと意味がないから

- ・ 監事を理事長による選任から評議員会による選任に改めたのは、チェックされる側がチェックする人を選ぶ仕組みではチェック機能が本当に正しく働くのかという懸念があったから

という説明がなされている。

○ なお、海外アカデミーにおいて評価・監事などに国が関与していないのは、法制度上、アカデミーと国とは相互に依存も拘束もしない関係になっており、契約や委託、補助金等の範囲内でしか相互に義務を負わないから、その必要性がないからだとも理解される。

(A) 自己点検・評価等

○ 学会議は、毎年、業務、組織・運営、財務の状況などについて自ら点検及び評価を行い、その結果を日本学会議評価委員会に報告し、公表することが必要である。

○ このような取組は、現在でも行政事業レビューや政策評価などとして行われている。

(B) 日本学会議評価委員会（仮称）

○ 学会議がミッションに沿った活動・運営を行っていることを国民に説明するための仕組みとしては、アカデミーとしての性格も踏まえると、評価委員会を設置し、学会議が行う自己評価をもとにトレースし、国民に説明していくことが適当である。

○ ワーキング・グループでは、チェックポイントの例として、ミッションや中期的な活動の方針を踏まえた課題設定がなされているか、ステークホルダーとコミュニケーションをとっているのか、俯瞰的な議論をしたか、提言発出後に十分にフォローアップが行われたかなどが挙げられている。

○ このような言わばプロセス評価とでもいうべき方法を中心として、毎年の自己点検・評価を活用したパフォーマンスの確認も併用しながら、ステークホルダーへの説明・議論を通じて活動・運営の状況を国民に可視化していくことが期待される。

メントは学会議自身が新たに提起しているものであるが、「ネットワーク型・ボトムアップ型のガバナンス」の仕組みとしてこれまでの方法に追加されたものである。

● 評価については、その組織にふさわしい適切な評価者を得ること、評価結果が活動の改善に活かされているかどうかが重要である。「評価される人が評価する人を選ぶのでは納得性・信頼性を欠き、評価したことにならない」かどうかは、まず、現状についての分析が必要である。他の制度と同様に、外部評価についても必要な改善を加えることが求められるのは当然であるが、「会長の委嘱」（評価される人が評価する人を選ぶ）に根本的な問題があるのかどうかは、性格・ミッションの異なる他の法人の例ではなく、学会議の実績に即して論じられるべきである。

○ また、制度設計上の工夫としては、運営助言委員会及び選考助言委員会との有機的な連携を保つため、たとえば両委員会の委員長が評価委員会にオブザーバー参加し、必要な説明や意見を述べる事が検討されることも考えられる。

(C) 監事

○ 監事は、一般に、組織が定められたルールに基づいて適正に活動しているかを見ていくことで、組織のミッション遂行に貢献することを職責とするものであり、学術会議においても同様である。活動内容の学術的な価値を審査するものでも、日々の細かな活動を1つ1つ監視するためのものではない。

○ 監事は法人の長と緊張関係にありつつも良き理解者であり、敵対するものではないこと、監事が置かれたから問題が生じたというような例は聞かれないということは、ワーキング・グループにおいて縷々指摘されている。

監事が、その職務を遂行するに当たり、独立性の保持に努めるとともに、常に公正不偏の態度を保持するものとすることを確認的に法律に明記することなども考えられるが、何よりも監事の役割や実態をよく踏まえた議論が必要だと思われる。

○ いずれにせよ、制度の設計及び運用について学術会議の懸念が払拭されるよう引き続き議論していきたい。

● 監事を設ける場合でも、「学術の本質及び科学的助言の中立性確保の必要性を踏まえた観点から、一般の行政組織とは全く異なる設計コンセプト」(学術会議幹事会)にもとづいて慎重に制度設計すべきである。

なお、現在でも、予算支出の適切さについては、会計検査院による検査の対象となっている。法人化されても、一定の国費が投入されれば同様である。